

知事部局
労働委員会事務局
収用委員会事務局

職員賠償責任等審査委員会規程及び国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員賠償責任等審査委員会規程及び国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程の一部を改正する訓令
(職員賠償責任等審査委員会規程の一部改正)

第1条 職員賠償責任等審査委員会規程(昭和44年岩手県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、総務室管理課長、人事課給与人事担当課長、財政課予算担当課長、管財課管理担当課長及び <u>出納局指導審査課長</u> をもって充てる。	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、総務室管理課長、人事課給与人事担当課長、財政課予算担当課長、管財課管理担当課長及び <u>出納局指導担当課長</u> をもって充てる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程の一部改正)

第2条 国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程(平成14年岩手県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、保健福祉企画室企画課長、健康国保課国保担当課長及び <u>出納局指導審査課長</u> をもって充てる。	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、保健福祉企画室企画課長、健康国保課国保担当課長及び <u>出納局審査課長</u> をもって充てる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。